

令和2年度津山市指定ごみ袋への広告掲載・広告主募集要項

津山市では、自主財源の確保を図るため、指定ごみ袋の「外装袋（外装パック）」（令和2年度作成分）への広告を募集します。

広告の掲載を希望される場合は、以下の要件等を確認の上、津山市の指定する手続きにより申し込みください。

なお、広告内容に関する一切の責任は広告主に帰属するほか、広告内容を市が推奨するものではないことをご了知ください。

1 広告枠の規格等

(1) 広告媒体

津山市指定ごみ袋の外装袋（パック）

(2) 広告枠の規格

< 枠の大きさ >

| 種類 | 広告掲載枠 (縦cm×横cm) | 種類 | 広告掲載枠 (縦cm×横cm) |
|-----------|--------------------|-------------|--------------------|
| 可燃ごみ用 45ℓ | 15.1×22.0 | 不燃ごみ用 30ℓ | 10.3×20.0 |
| 可燃ごみ用 30ℓ | 10.3×20.0 | 不燃ごみ用 20ℓ | 8.6×18.0 |
| 可燃ごみ用 20ℓ | 8.6×18.0 | プラ容器包装用 45ℓ | 15.1×22.0 |
| 可燃ごみ用 10ℓ | 7.3×13.0 | プラ容器包装用 30ℓ | 10.3×20.0 |

※外装袋の表面で片面のみとします。

※完成品において、掲載枠は印刷機の仕様等により5%程度の変動（縮尺等）を許容範囲とします。

※種類ごとの作成予定数量は、(3) 広告の予定数量（パック数）を参照のこと

< 枠の位置 > ※別紙広告欄掲載イメージ参照

< 印刷色 >

黒1色の印刷となります。なお、印刷箇所は白地となっています。

< 「広告」の表示 >

広告掲載枠の中に「広告」又は「広告欄」の表示をすること。

広告掲載枠の四隅のいずれかに、一般的に判読可能な字体・大きさと明示して下さい。

< 原稿データの形式 >

原則、イラストレータ形式（画像は埋め込み。文字はアウトライン化したもの。）及びPDFファイルで提出すること。

なお、適当な印刷に対応できる画像解像度とすること。広告デザインの内容については、別途広告審査会での審査（チェック）及び（必要に応じての）修正指示等がありますが、デザイン自体の補正等は市では行いません。

また、出荷品の印刷精度は現在の流通品と同程度となります。

<その他>

印刷機の版の関係上、種類ごとのデザインは1種類で、それを年間を通して使用することとなります。（年間の途中で、デザインを変更することはできません）

(3) 広告の予定数量（パック数）及び過年度実績

(令和2年度作成予定数量)

| 種類 | 可燃ごみ用 | | | | 不燃ごみ用 | | プラ容器包装用 | |
|------|---------|---------|--------|--------|--------|-------|---------|--------|
| | 容量 | 45ℓ | 30ℓ | 20ℓ | 10ℓ | 30ℓ | 20ℓ | 45ℓ |
| パック数 | 135,000 | 150,000 | 51,000 | 18,000 | 12,000 | 6,000 | 36,000 | 36,000 |

合計 444,000パック

(令和元年度作成数量) ※需要（出荷状況）によっては追加作成（増）の可能性あり

| 種類 | 可燃ごみ用 | | | | 不燃ごみ用 | | プラ容器包装用 | |
|------|---------|---------|--------|--------|--------|-------|---------|--------|
| | 容量 | 45ℓ | 30ℓ | 20ℓ | 10ℓ | 30ℓ | 20ℓ | 45ℓ |
| パック数 | 135,000 | 144,000 | 54,000 | 15,000 | 12,000 | 6,000 | 42,000 | 42,000 |

合計 450,000パック

(平成30年度作成数量)

| 種類 | 可燃ごみ用 | | | | 不燃ごみ用 | | プラ容器包装用 | |
|------|---------|---------|--------|--------|--------|-------|---------|--------|
| | 容量 | 45ℓ | 30ℓ | 20ℓ | 10ℓ | 30ℓ | 20ℓ | 45ℓ |
| パック数 | 121,800 | 142,800 | 43,500 | 11,400 | 39,000 | 9,000 | 33,000 | 30,000 |

合計 430,500パック

※令和2年度の作成予定数量は、令和元年度の作成数量及び、令和元年前期の出荷傾向を考慮した見込み量とすることを検討中ですが、これより下回る場合もあります。（作成数量の確約はできません。なお、数量に変動があった場合でも広告掲載料は変わりません。）

※なお、需要過多で当初予定外に緊急の追加作成をする場合においては、広告入り外装パックの印刷使用は確約できません。（使用する場合があります）

※過去の作成数（参考）

平成29年度 461,100パック 平成28年度 426,600パック 平成27年度 258,300パック

(4) 掲載時期（出荷時期）

令和2年6月頃から令和3年5月頃

※入荷は、年5回（5月末、7月末、9月末、11月末、2月末）に分けての入荷予定。古い方から納品（出荷）していくので、実際の流通時期は6月頃となる見込み。なお、古い広告デザインのことを回収することはしません。令和2年度に作成したものは令和3年度以降もなくなるまで出荷します。

※また、指定ごみ袋の流通（回転率）は取扱店において差異があります。

2 応募資格

企業又は個人で次の各号のいずれも満たしていること。

- (1) 市区町村税の滞納がないこと
- (2) 本市から指名停止を受けていないこと

3 広告掲載の選定方法及び応募について

広告は全ての種類を一括して、最も高い入札金額を入れていただいた方に、令和2年度作成分の広告掲載を決定します。従って、広告の掲載を希望される場合は、以下の最低広告掲載料（最低入札金額）を参考に、入札をお願いします。

(1) 最低広告掲載料（最低入札金額）：245,000円（税抜）

(2) 応募締切

令和元年9月27日（金）17時15分（必着）

(3) 応募方法及び提出先

<必要書類>

①入札書

②市区町村税（料も含む）の直近の完納証明書

※なお、津山市に在住あるいは、津山市に本社又は支社がある場合は、津山市の完納証明書であること。

③会社概要（パンフ等）※法人の登記事項証明書でも可

<提出場所>

〒708-8501 津山市山北520

津山市環境福祉部環境事業課（本庁6階）

（担当：水島、樋口）

<提出方法>

上記の提出場所へ持参するか、郵送ください（必着のこと）。なお、ファックスやメールによる提出は受理しません。

①持参の場合

土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く 8 時 3 0 分から 1 7 時 1 5 分まで。

②郵送の場合

一般書留、又は簡易書留で送ってください。なお、締切を過ぎて到着したものは失格となります。また、封書に「指定ごみ袋広告掲載入札」である旨を記してください。

(4) 質疑について

本見積に際しての質疑は、ファックス又はメールにより受け付けます。

<質疑の受付期間>

令和元年 9 月 2 日 (月) 8 時 3 0 分から令和 2 年 9 月 6 日 (金) 1 5 時まで

※質問等への回答は、質疑の受付終了後、市ホームページで行います。

<質疑の送信先>

津山市環境福祉部環境事業課 Fax : 0868-23-7055

E-mail : gomizero@city.tsuyama.lg.jp

(5) その他

入札金額は広告枠の全ての種類を合計した額(消費税及び地方消費税を含まないもの)とします。

なお、入札金額が同額の場合はくじ引きにより決定します。対象者には別途通知いたします。

また、落札者及び落札金額は公表対象となります(市ホームページ上での公開予定)。

その他、応募に係るすべて費用は応募者の負担とするほか、落札された際の広告掲載料の納入期限は、令和元年 1 1 月中旬の予定とします。

4 スケジュールについて

(1) 令和元年9月2日(月)～9月27日(金) : 広告主の募集(入札期間)

(2) 令和元年10月1日以降 : 落札業者の決定及び契約締結。広告掲載料の納付(期限11月中旬予定)

(3) 令和元年11月15日(金)まで : 広告デザインデータを市に提出

(4) 令和元年12月中旬 : 広告デザインを広告審査会へ諮る

※修正指示等があった場合はなるべく早く対応。

(最終期限 : 令和2年 1 月末 (2 月の広告審査会))

(5) 令和2年2月下旬までにデザインデータを市からごみ袋作成の落札業者へ提供する。

(6) 令和2年5月下旬(予定)に広告入りデザインでの初入荷を予定。流通は6月頃の予定。

5 広告掲載の条件について

次の号に掲げる事由のいずれかに該当する広告は掲載しない。また、津山市広告掲載要綱第 3 条にも準拠する。

(1) 公正又は真実でないもの

(2) 公序良俗に反するおそれのあるもの

(3) 関係法規に抵触し、又は社会秩序を乱すおそれのあるもの

- (4) 品位を損ない、又は健全な風俗習慣を尊重しないもの
- (5) 人権を侵害し、又は差別を助長するおそれのあるもの
- (6) 児童及び青少年に与える影響を考慮しないもの
- (7) 広告の受け手に誤認等による不利益を与えるおそれのあるもの
- (8) 個人情報収集し、又は利用することを目的とするもの
- (9) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に関わるもの
- (10) 風俗営業又はこれに類するもの
- (11) 責任の所在が不明確なもの
- (12) 有料指定袋及びその外装袋としての公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (13) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に抵触する恐れ・疑いのあるもの（詳細は別紙参照）
- (14) 有料指定袋及びその外装袋を切り取り割引券として使えるようなもの
- (15) 外装袋にバーコードを掲載していることから、バーコード又はそれに類似するようなもの
- (16) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載することが好ましくないもの

6 広告の審査等について

広告媒体に掲載する広告の可否は、津山市広告審査委員会が審査します。

審査等で否決された場合や修正等の意見があった場合は、令和2年1月末まで、又は市が別途指定する期日までに修正等したデザインデータ等を提出してください。

なお、広告掲載の条件に反していることによる市からの修正指示等に従わなかったことにより、令和2年度の指定ごみ袋作成に広告が間に合わなくても広告掲載料は返還しません。

7 その他

- (1) 指定ごみ袋の作成及び配送は、市の負担で行う。
- (2) 津山市広告掲載要綱及び津山市広告掲載基準に改正がなされた場合は、その規定を遵守すること。その場合、市は広告取扱業者に対して速やかに通知する。
- (3) この仕様書に記載のない事項については、津山市広告掲載要綱及び津山市広告掲載基準に従って取扱うものとする。
- (4) この仕様書及び津山市広告掲載要綱並びに津山市広告掲載基準に定めのない事項については、協議のうえ決定するものとする。

(別紙)

(募集要項補足事項)

| |
|--|
| 募集要項 「5 広告掲載の条件について」の(13)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に抵触する恐れ・疑いのあるものについて |
|--|

本市では、いわゆる違法な不用品回収業者への対策・対応を県等と協力して実施しております。不用品回収業者の違法性の判断は個別に行うものではありませんが、今回の指定ごみ袋外装袋への広告掲載につきましては、指定ごみ袋（外装）という広告媒体が一般市民に与える印象等を考慮し、一部の用語・言い回し等については、政策上の理由により制限します。

なお、いわゆるリサイクル（リユース）ショップのような古物商の活動を否定するものではありません。

○具体的な制限の例（用語）

「ごみ」、「不用品」、「不要品」、「処分」、「引取」、「下取り（一般商取引慣習のものを除く）」

○具体的な制限の例（言い回し）

- ・ごみ（不用品）の処分を想起させるもの
- ・「買取」であっても一般的に有価物であるとは認められないものを取り扱うこと
- ・処理（処分）手数料を求める場合があるもの

※上記については、例の一部であり、これ以外にも市民にごみの処分につながる印象を与える可能性があるとして市が判断したものは広告には使えません。

※津山市の一般廃棄物収集運搬の許可を受けている事業者が広告する場合又は、その許可業者と連携（タイアップ）していることが明確に示されている場合を除く。

入札（見積）書

令和 年 月 日

津山市長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

| | 十億 | 億 | 千万 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|--------------|----|---|----|----|----|---|---|---|---|---|
| 入札金額 (税別) | | | | | | | | | | |

(金額の頭初に¥記入のこと)

ただし、

令和2年度作成の津山市指定ごみ袋への広告掲載について

上記金額で広告を掲載したいので、津山市契約規則を遵守し、津山市指定ごみ袋への広告掲載・広告主募集要項及び現在流通している指定ごみ袋等を熟知承諾のうえ、関係書類（市区町村税（料も含む）の直近の完納証明書、会社概要（法人の登記事項証明書でも可））を添えて提出します。

(参考)

最低広告掲載料（最低入札金額）：245,000円（税抜）